

手術台（ミズホ社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における手術台（瑞穂医科工業社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機種

手術台 MOT-5701 × 4 台
MOT-3600B × 1 台

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2 京都市立病院 手術室

3 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

4 契約条件

(1) 業務の内容

- ア 定期交換部品の交換作業を含む定期点検
- イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

- ア 乙は、点検実施予定表を令和 2 年 7 月末日までに甲の事務局契約担当へ提出すること。
なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。
- イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。
- ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。
- エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。
- オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは、関係部署に診療行為において支障なく速やかに出張したうえで、点検、調整、修理等を行うこと。
- カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、乙は代替器等で対応するが、費用に関しては別途協議のうえ、対応すること。
- キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

定期保守点検にかかる費用及び交換部品（1 品 1 0 万円以下の部品）を含む一切の費用。

(4) 本契約に含まれない費用の内訳

- ア 1 品 1 0 万円以上の修理交換部品
- イ アクセサリー類の消耗品関係

(5) 委託料の支払

甲は、各年度の委託業務完了後、乙の請求により、当該年度相当分の委託料を一括して支払う。

5 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。